

自己資本の構成に関する開示事項

◎自己資本調達手段の概要

自己資本は当金庫会員のみなさまからの「出資金」や利益の中から着実に貯えてきた「利益準備金」等の内部留保からなり、自己資本の充実が経営の安全性・健全性を維持するための最も必要な経営課題として取り組んでおります。

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,736	16,252
うち、出資金及び資本剰余金の額	200	200
うち、利益剰余金の額	15,544	16,060
うち、外部流出予定額(△)	7	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	748	683
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	748	683
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,485	16,935
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	27	27
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27	27
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	213	38
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	241	65
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	16,243	16,870
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	72,527	77,426
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,920	△1,470
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,920	△1,470
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,085	4,151
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	76,612	81,578
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.20%	20.67%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

◎自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、2019年度末の自己資本比率は20.67%と国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っております。

また、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の蓄積を第一義的な施策と考えております。

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	72,527	2,901	77,427	3,097
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	72,486	2,899	77,374	3,095
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	90	3	90	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	179	7	180	7
我が国の政府関係機関向け	427	17	415	17
地方三公社向け	59	2	40	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,447	417	9,361	374
法人等向け	19,585	783	23,247	930
中小企業等向け及び個人向け	13,534	541	14,940	598
抵当権付住宅ローン	1,369	54	2,174	87
不動産取得等事業向け	6,120	244	5,487	219
3ヵ月以上延滞等	867	34	556	22
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	387	15	390	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,362	94	2,708	108
出資等のエクスポージャー	2,362	94	2,708	108
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	13,060	522	13,512	540
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,698	307	6,698	268
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	996	39	996	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	793	31	1,239	50
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,907	236	5,741	230
ルック・スルー方式	5,907	236	5,741	230
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,920	△ 76	△ 1,470	△ 59
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	40	1	51	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	2	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,085	163	4,151	166
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	76,612	3,064	81,578	3,263

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◎リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(貸出金や有価証券など)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念・指針等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、組織全体に周知するとともに徹底した信用リスク管理を実施しております。

当金庫の信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しており、さらに、業種別や大口与信先などの計数管理等、信用リスク量の把握に向け高度化を図っております。信用リスク管理の状況については、ALM委員会等への定期的な報告等により、理事等の経営陣が状況を把握できる体制を整備しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」に基づき査定した債権ごとに「償却・引当に関する規程」に基づいて下記の通り算定したうえで、その結果について監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

○破綻先債権及び実質破綻先債権については、個別債務者ごとに担保・保証額を除いた未保全額全額を予想損失額として個別貸倒引当金を計上しております。

○破綻懸念先債権については、個別債務者ごとに担保・保証額を除いた未保全額のうち、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失額を個別貸倒引当金として計上しております。

○上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失額を一般貸倒引当金として計上しております。

◎リスク・ウェイトの判定に適用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産の種類ごとの掛目のことです。

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には適格格付機関の格付区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用し、以下の4つの適格格付機関を採用しております。

- ①株式会社 格付投資情報センター
- ②株式会社 日本格付研究所
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④S&Pグローバル・レーティング

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	150,846	153,248	72,101	80,409	22,745	21,604	—	—	1,787	557
国 外	5,695	7,098	—	—	5,695	7,098	—	—	—	—
地 域 別 合 計	156,541	160,346	72,101	80,409	28,440	28,702	—	—	1,787	557
製 造 業	4,240	4,443	2,546	2,552	1,302	1,502	—	—	68	17
農 業、林 業	247	291	247	290	—	—	—	—	—	—
漁 業	1,687	2,001	1,687	2,001	—	—	—	—	0	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,050	3,152	2,740	2,841	300	300	—	—	189	47
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1,013	2,832	672	2,514	300	300	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,427	2,645	662	524	300	1,500	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,974	1,783	1,245	1,254	600	400	—	—	—	—
卸売業、小売業	5,295	5,259	3,690	3,654	1,604	1,604	—	—	21	2
金融業、保険業	61,642	57,587	5,805	7,011	11,176	10,517	—	—	—	—
不 動 産 業	14,024	17,048	11,056	14,018	2,000	2,000	—	—	1,084	429
物 品 賃 貸 業	1,721	1,587	1,721	1,586	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技 術サービス業	252	344	252	343	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,423	1,443	1,423	1,443	—	—	—	—	143	21
飲 食 業	1,535	1,499	1,535	1,499	—	—	—	—	—	—
生活関連サービ ス業、娯楽業	2,240	2,211	2,240	2,210	—	—	—	—	30	14
教育、学習支援業	591	521	591	520	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,578	2,462	2,578	2,462	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,557	2,781	1,296	1,557	—	—	—	—	176	1
国・地方公共団体等	21,925	22,621	9,130	10,261	10,857	10,580	—	—	—	—
個 人	20,978	21,861	20,978	21,860	—	—	—	—	73	23
そ の 他	6,135	5,975	—	0	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	156,541	160,346	72,101	80,409	28,440	28,702	—	—	1,787	557
1 年 以 下	49,045	44,591	10,421	9,920	1,982	2,817	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	10,186	9,613	5,080	5,216	5,106	4,397	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	10,496	13,328	6,867	8,552	3,628	4,311	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	11,508	11,037	7,414	6,846	3,446	3,180	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	20,958	21,939	13,759	16,753	5,198	4,686	—	—	—	—
1 0 年 超	37,183	43,489	28,305	32,876	8,878	9,113	—	—	—	—
期間の定めのないもの	17,163	16,350	253	243	199	199	—	—	—	—
残存期間別合計	156,541	160,346	72,101	80,409	28,440	28,702	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌35ページに掲載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	2018年度				2019年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	期中の増減額	期末残高		期首残高	期中の増減額	期末残高	
国内	1,273	630	1,903	—	1,903	97	2,001	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,273	630	1,903	—	1,903	97	2,001	—
製造業	41	281	323	—	323	16	339	—
農業、林業	—	55	55	—	55	—	55	—
漁業	17	△17	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	170	△9	161	—	161	△0	160	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	76	26	103	—	103	△20	82	—
金融業、保険業	1	△0	0	—	0	△0	0	—
不動産業	633	△48	584	—	584	△174	409	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	153	△1	151	—	151	31	182	—
飲食業	2	△0	2	—	2	△0	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	39	348	388	—	388	172	561	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	72	72	—
その他のサービス	101	4	105	—	105	18	124	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	36	△9	27	—	27	△18	9	—
合計	1,273	630	1,903	—	1,903	97	2,001	—

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	22,694	—	22,733
10%	—	12,314	—	11,906
20%	1,500	52,958	6,899	42,225
35%	—	3,616	—	6,041
50%	15,219	1,271	16,538	2,510
70%	101	—	3,298	—
75%	—	12,216	—	12,982
100%	2,698	29,573	100	32,804
150%	—	260	—	109
250%	—	2,116	—	2,194
合計	156,541		160,346	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減する措置であり、その削減手法に預金担保・有価証券担保及び保証などがありますが、これらはあくまで補完的措置であり、与信審査は資金使途、返済財源、財務内容、事業環境等さまざまな角度から判断しており、その判断の結果、担保や保証が必要な場合は、お客さまへの十分な説明によりご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、その際には金庫が定める規程等により、適切な取扱いに努めています。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,287	2,197	16,609	17,415	—	—
①ソブリン向け	—	—	699	599	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	747	746	1,255	1,246	—	—
④中小企業等・個人向け	1,343	1,237	12,677	14,088	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	8	5	1,347	933	—	—
⑥不動産取得等事業向け	80	58	337	319	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	166	22	—	—
⑧上記以外	107	150	126	205	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

◎派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫が保有している派生商品および長期決済期間取引につきましては、有価証券運用として購入している投資信託に包含されるもののみです。投資信託の購入につきましては、有価証券投資の一環として捉えており、保有限度枠やリスク限度額管理を行っております。

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

◎証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。一般的に証券化取引に関する役割としては、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

イ. オリジネーターの場合 該当ありません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	500	—
信託A B L	—	—	500	—
	—	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー 該当ありません

②保有する証券エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
	オンバ ランス 取引	オフバ ランス 取引	オンバ ランス 取引	オフバ ランス 取引	オンバ ランス 取引	オフバ ランス 取引	オンバ ランス 取引	オフバ ランス 取引
0%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	500	—	—	—	14	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」はいずれも信用リスク削減効果を勘案前の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b.再証券化エクスポージャー 該当ありません

出資等エクスポージャーに関する事項

◎出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクにつきましては、時価評価額の状態の把握及び最大予想損失額（V a R）によりリスク量を計測し、当金庫の抱える市場リスクの状態、設定されたリスク限度額や運用限度枠の管理状況を把握し、併せてストレステストを実施し月次で開催するALM委員会・経営会議において報告し適宜対応する態勢をとっております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,122	2,122	1,852	1,852
非上場株式等	1,424	1,424	1,579	1,579
合 計	3,547	3,547	3,431	3,431

(注)非上場株式等には、信金中金出資金等を含んでおります。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	97	35
売却損	0	7
償 却	—	24

(注)損益計算書における損益の額を記載しています。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	344	11

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,451	12,483
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		

金利リスクに関する事項

◎リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響をいいます。当金庫では月次でこれを計測、評価を行いALM委員会・経営会議において報告し、適宜対応する態勢をとっております。金利リスクの計測についてはΔEVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)、VaR(バリュー・アット・リスク)といった金利リスク指標を用いております。

◎金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期:1.25年となっております。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期:5年となっております。
- 流動性預金への満期の割当方法:金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提:金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提:異通貨間の分散効果や相殺効果は考慮していません。
- スプレッドに関する前提:スプレッド及びその他の変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提:内部モデルについては使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明:貸出金残高の大幅な増加を主な要因として金利リスク量も増加しております。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明:ΔEVEは基準となる20%を僅かに超過しておりますが、金利リスク管理上問題のない水準であると認識しております。

B. 金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では以下の定義により金利リスクを算定しております。

- 計測手法:VaR(バリュー・アット・リスク)
- 前提条件:信頼水準・・・99.0%、観測期間・・・5年、保有期間・・・1年
- 計測対象:預貸金、有価証券、預け金、その他の金利、期間を有する資産・負債
- コア預金:対象・・・流動性預金、算定方法①過去5年の最低残高、②過去5年の最大流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額

1. 内部管理基準に基づく金利リスク(VaR) (単位:百万円)

区分	金利リスク量	
	2018年度	2019年度
貸出金・預け金等	1,545	2,266
有価証券等	985	1,029
預金等	△ 501	△ 653
銀行勘定の金利リスク	2,029	2,642

2. IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	4,199	3,600	141					
2	下方パラレルシフト	0	0	0					
3	スティープ化	3,510	3,248						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	4,199	3,600	141					
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	16,870		16,243					

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期分のみを開示しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◎リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、システム等が不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法等に関するリスク管理の基本方針を定め、データの分析・評価を行いリスクの極小化に努めています。

また、これらのリスクに関しましては、経営会議にて定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しています。

◎オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しています。